

# 国立大学法人小樽商科大学事務協議会規程

(平成10年4月6日制定)

(設置)

第1条 国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）に、小樽商科大学事務協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(目的)

第2条 協議会は、本学の管理運営に関し必要な事項を協議するとともに、事務局の連絡を緊密にし、より一層の事務の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 大学改革に関する事項
- (2) 事務機構の再編及び整備に関する事項
- (3) 事務の改善・合理化に関する事項
- (4) さわやか行政サービスに関する事項
- (5) その他管理運営に関する事項

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 事務局長
- (2) 課長及び室長
- (3) 課長代理

2 前項に定める者のほか、協議会が必要と認めたときは、他の職員を出席させることができる。

(議長等)

第5条 協議会に議長を置き、事務局長をもって充てる。

2 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会は、毎月1回定期的に行うものとする。ただし、議長が必要と認めるときは、臨時に行うことができる。

(専門部会等)

第7条 協議会に、専門的な事項を検討するために専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会員は、議長が委嘱する。

(事務)

第8条 協議会に関する事務は、総務課が行う。

附 則

1 この規程は、平成10年4月6日から施行する。

2 小樽商科大学課長・事務長連絡会規程（昭和24年9月1日制定）、小樽商科大学事務改善委員会要項（昭和58年12月8日制定）、小樽商科大学さわやか行政サービス推進委員会要項（昭和63年4月5日制定）、小樽商科大学事務電算化委員会規程（平成5年

4月16日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。